平成２２年（フ）第１９８６号
京都市北区大北山原谷乾町230番地
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地４　２Ａ―1104
債務者　浅平　　望
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１５号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地４　２Ａ―1104
債務者　浅平美智代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２２号
京都府城陽市久世下大谷110番地の61
債務者　吉村　正博
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７１号
京都府城陽市富野南清水８番地の11
債務者　高岡　　熙
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２８２号
京都市右京区西京極徳大寺団子田町19番地２エスペランザ西京極102
債務者　北條　　薫（債務発生時の姓高木）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０６号
京都市下京区六条通河原町西入本塩竈町587番地
債務者　横山製作所こと　横山　義久
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４３号
京都市西京区桂芝ノ下町35番地５
債務者　末広こと　末廣　了一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
京都市伏見区深草平田町８番地
債務者　津田早夕里
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
京都市左京区田中門前町33番地の18
債務者　梅井　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
京都府八幡市男山香呂２番地　Ａ54―204
債務者　白川　和代
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
京都府長岡京市今里樋ノ尻11番地６　西田荘２Ｆ
債務者　石井　紀男
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字宇野1565番地
債務者　上川　和彦
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第９１号
鳥取県倉吉市新田381番地の２
債務者　槇本　明子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３号
鳥取県東伯郡北栄町江北760番地１　グランシャリオ103
債務者　山下　優香
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第３５７号
香川県さぬき市志度277番地１
債務者　岡村　大作
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２６号
香川県高松市十川西町789番地２
債務者　柳川　修兵
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係